

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を発揮できるようにするため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という）および、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

[次世代育成支援対策]

目標1：育児休業等制度を取得しやすい環境の整備
対策： 令和3年4月～ 育児休業、育児時間、育児のための短時間勤務、子の看護休暇、配偶者の出産休暇制度を周知し、理解度を高める。 令和3年4月～ 男性の利用促進のため、配偶者が出産した教職員に育児休業制度について周知し、理解度を高める。
目標2：年次有給休暇の取得率の向上
対策： 令和3年4月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。 令和3年4月～ 計画的な取得に向けた取組の開始。

[女性活躍推進対策]

目標1：採用者に占める女性職員の労働者の割合を20%以上にする。
対策： 令和3年4月～ 採用活動に伴う募集活動の見直し
目標2：職員の残業時間を月平均10時間以内とする。
対策： 令和3年4月 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し周知する。 令和3年4月～ 計画的な実施に向けた取組の開始。

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和2年度採用分）			
	教員	職員	全体
令和2年度の女性の採用者数①	1	0	1
令和2年度の採用者数②	7	1	8
採用した労働者に占める女性労働者の割合①/②	14.29%	-	12.5%

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女の平均勤続年数の差異（令和3年3月現在）			
	教員	職員	全体
男性の平均勤続年数①	12.3	27.4	15.4
女性の平均勤続年数②	16.1	25.6	22.6
男女の平均勤続年数の差異①/②	76.3%	107%	68.1%